

# 令和7年度江東区障害福祉サービス事業者等集団指導

## 運営指導における主な指摘事項について（相談系）

江東区障害福祉部障害者施策課  
指導検査係



## 対象サービス

- ▶ 計画相談支援
- ▶ 障害児相談支援

## 目次

- ▶ 1 人員及び運営の基準
  - (1) 人員基準
  - (2) サービス等利用計画（障害児支援利用計画）
  - (3) 記録の整備
- ▶ 2 報酬関係（令和6年度報酬改定内容含む）



# 1 人員及び運営の基準

## (1) 人員基準

従業者	要件
管理者 (基準)	<p>1名(専従)  <b>【兼務の明確化 (R6 報酬改定)】</b>            以下の場合であって、業務に支障がない場合は、事業所の他の業務や併設する事業所の業務を兼務が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 当該事業所の従業者としての業務に従事する場合</li> <li>イ 他の事業所の管理者又は従業者としての業務に従事する場合に (1)(2)を満たす場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該事業所で発生することを適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令ができる</li> <li>(2) 当該事業所での緊急時に、あらかじめ対応の流れを定め、管理者自身が速やかに出勤できる</li> </ul> </li> </ul> <p>◎特定相談支援事業所に併設され、一体的に管理運営する事業所における管理者又は障害児相談支援事業所、自立生活援助事業所若しくは一般相談支援事業所の業務を兼務する場合については、支障がない場合として認めるものとする。</p>
相談支援専門員 (基準)	<p>1名以上(専従)  <b>【兼務について】</b>            業務に支障がない場合は、他の業務と兼務が可能</p> <p>例) 相談支援事業所の業務に支障がない場合は、当該事業所の管理者や、<b>併設する</b>事業所の業務等に従事することができる。            ※兼務先で兼務が可能かどうか、また人員配置基準を満たすかどうか等を必ず確認してください。  <u>(サービス提供責任者やサービス管理責任者は専従のため注意)</u></p> <p>◎障害児相談支援事業所、一般相談支援事業所又は自立生活援助事業所、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業等の業務と兼務する場合(ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業等の業務と兼務する場合については、委託する市町村等が認める場合に限る。)については、支障がない場合として認めるものとする。</p>



# 1 人員及び運営の基準

## (1) 人員基準

従業者	要件
<p>相談支援員  <b>(R6報酬改定)</b>            (①及び②のいずれも満たせば置くことができる)</p>	<p>①事業所            ア 機能強化型サービス利用支援費の算定要件を満たしていること。            イ 主任相談支援専門員による相談支援員に対する指導体制の確保されていること。            指導体制の確保とは、次の3点が行われている状態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の情報やサービス提供で注意事項を伝達する会議の定期的な開催</li> <li>・ 全相談支援員に対する相談支援専門員同行での研修の継続的な実施</li> <li>・ サービスや援助技術が向上するための指導や助言</li> </ul> <p>②相談支援員            社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を所有し、その業務に専従する者。  <b>【兼務について】</b>            ◎一体的に管理運営される障害児相談支援事業所、一般相談支援事業所、自立生活援助事業所、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業等に従事（ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業等の業務と兼務する場合については、委託する市町村等が認める場合に限る。）させることはできる。</p>



# 1 人員及び運営の基準

## (1) 人員基準

### ▶ 相談支援専門員の兼務に関する留意点（中立性の確保、異なる視点での検討）

相談支援専門員が担当する利用者が利用する障害福祉サービス事業所の業務と兼務する場合、兼務をしていない相談支援専門員が継続サービス利用支援（モニタリング）を実施することを基本（※例外事例もあり）とする。

（支給決定の更新又は支給決定の変更に係るサービス利用支援について同じ）

### ▶ 相談支援専門員の標準数について

相談支援専門員の配置は、1か月平均の利用者の数が35件に対して1人を標準とし、その端数を増すごとに増員することが望ましい。

※利用者の数：サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供した人数

（計画相談支援と障害児相談支援を一体的に運営している場合→双方の利用者数を合算）



# 1 人員及び運営の基準

## (1) 人員基準

### 【相談支援専門員の要件】

相談支援専門員は、必要となる実務経験を満たすことのほか、所定の研修を修了する必要があります。

※障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における  
相談支援・介護等の業務における実務経験（3～10年）

実務経験（※）



相談支援専門員  
として配置



相談支援従事者現任研修  
（5年に1度）（研修受講に  
係る実務経験要件あり★）



3年以上の  
実務経験等

相談支援従事者初任者研修

相談支援従事者  
主任研修  
（令和元年創設）

#### ★現任研修受講に係る実務経験要件

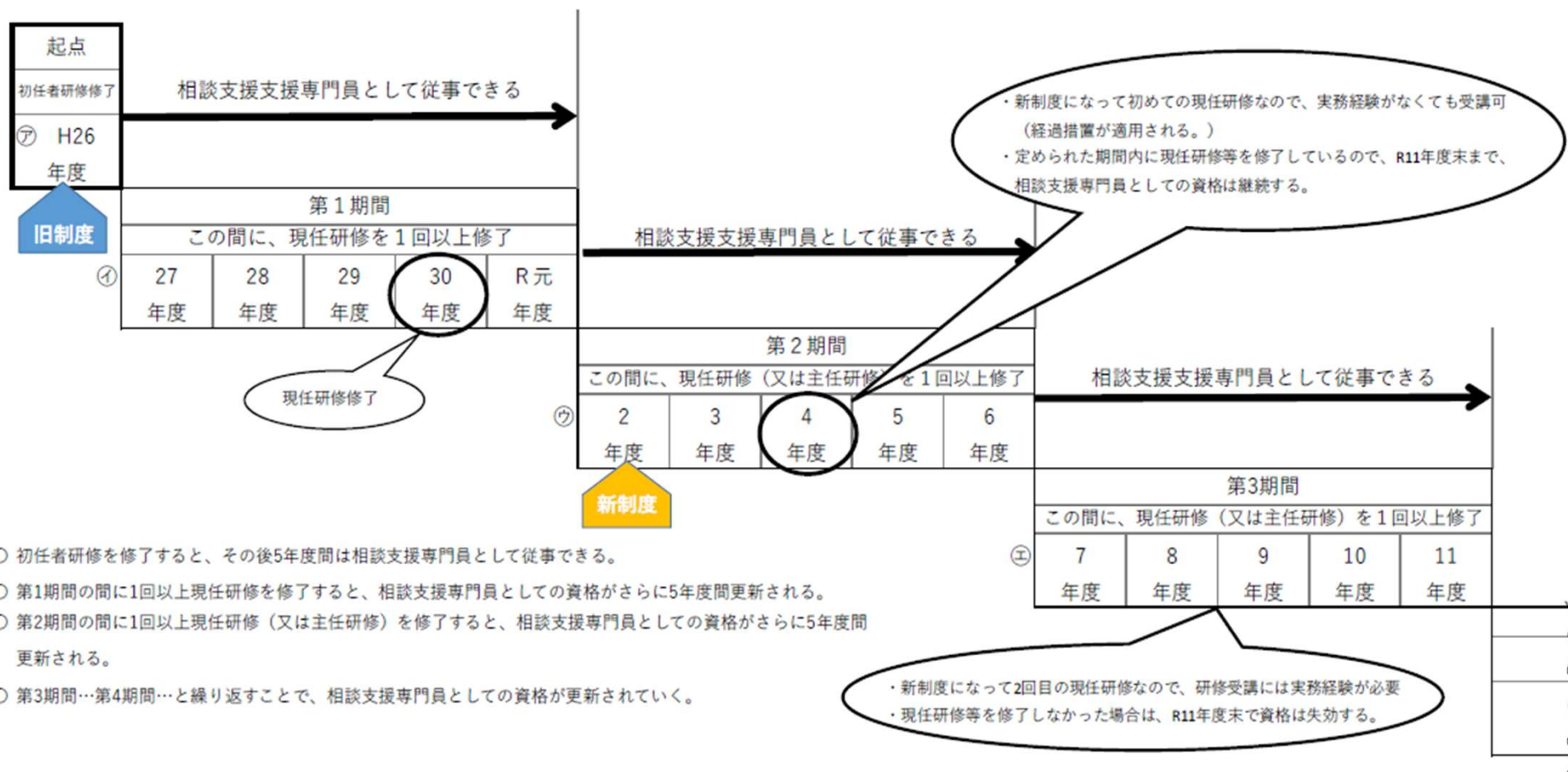
- ① 過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある。
- ② 現に相談支援業務に従事している。

初回の現任研修受講時には①を、2回目以降の受講時には①又は②を満たす必要がある。



## 現任研修受講年度の考え方（実務経験について経過措置あり）

（例1）平成26年度に初任者研修を修了した場合

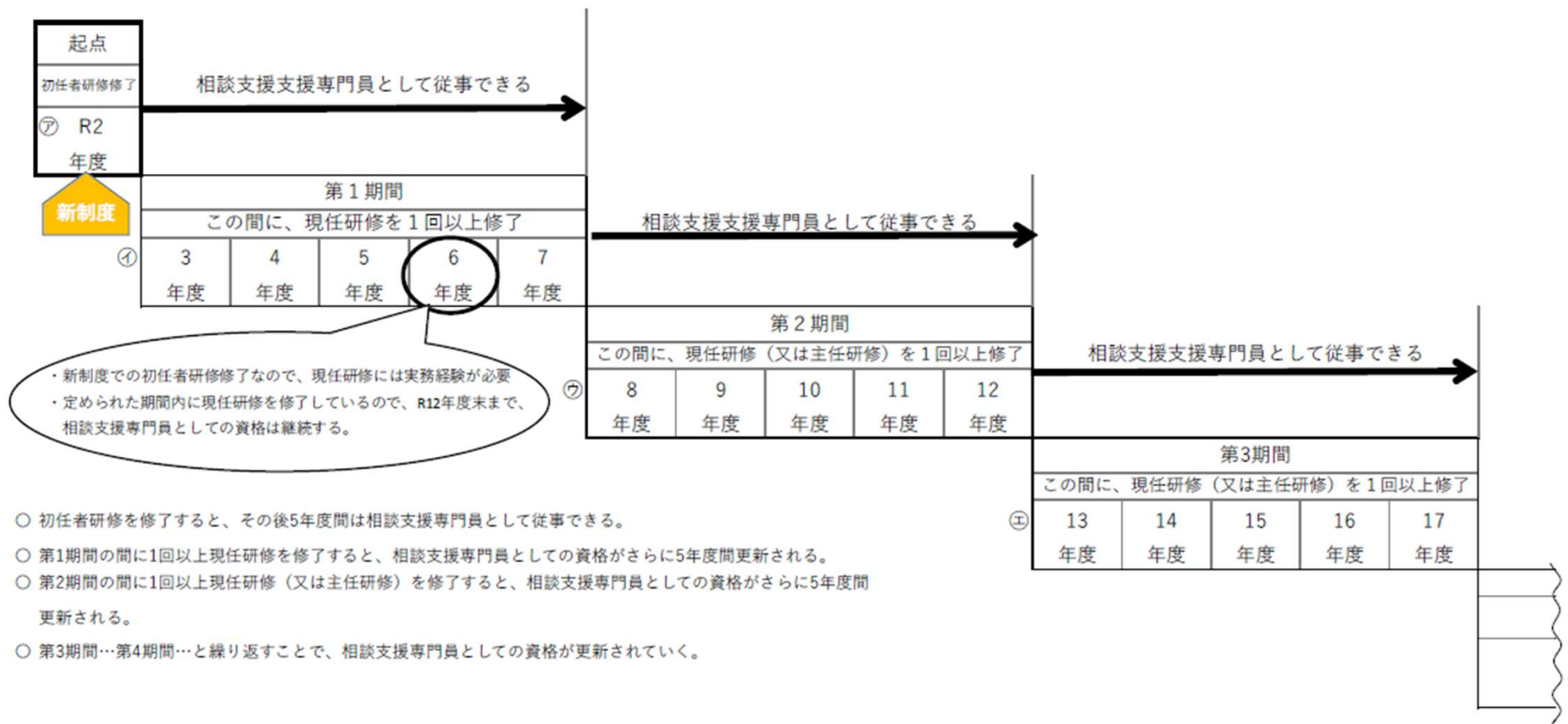


- 初任者研修を修了すると、その後5年度間は相談支援専門員として従事できる。
- 第1期間の間に1回以上現任研修を修了すると、相談支援専門員としての資格がさらに5年度間更新される。
- 第2期間の間に1回以上現任研修（又は主任研修）を修了すると、相談支援専門員としての資格がさらに5年度間更新される。
- 第3期間…第4期間…と繰り返すことで、相談支援専門員としての資格が更新されていく。



## 現任研修受講年度の考え方（実務経験要件あり）

（例2）令和2年度に初任者研修を修了した場合



## ◆主な指摘事例（人員基準）

### 事例

相談支援従事者現任研修を、相談支援従事者初任者研修を修了した年度の翌年度を初年度として、5年目の年度末の末日までに修了していない。

⇒現任研修を受講できなかった場合、相談支援従事者初任者研修を受けなおす必要があります。



第 号

## 修了証書

氏名

生年月日

あなたは、厚生労働省の定める下記の研修を  
修了したことを証します。

研修名

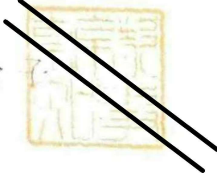
令和3年度東京都相談支援従事者初任者研修

次に相談支援従事者現任研修を修了すべき期日 令和9年3月31日  
(受講対象期間 令和4年度から令和8年度まで)

令和4年 月 日

東京都知事

小池百合



### ◆参考資料

## 東京都福祉局障害者総合支援法等関連研修のお知らせ

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shinsho/shienhoukanrenkensyu/minasama.html>

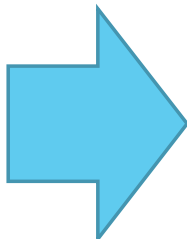


内「東京都における相談支援従事者等研修について」「よくある質問Q&A」



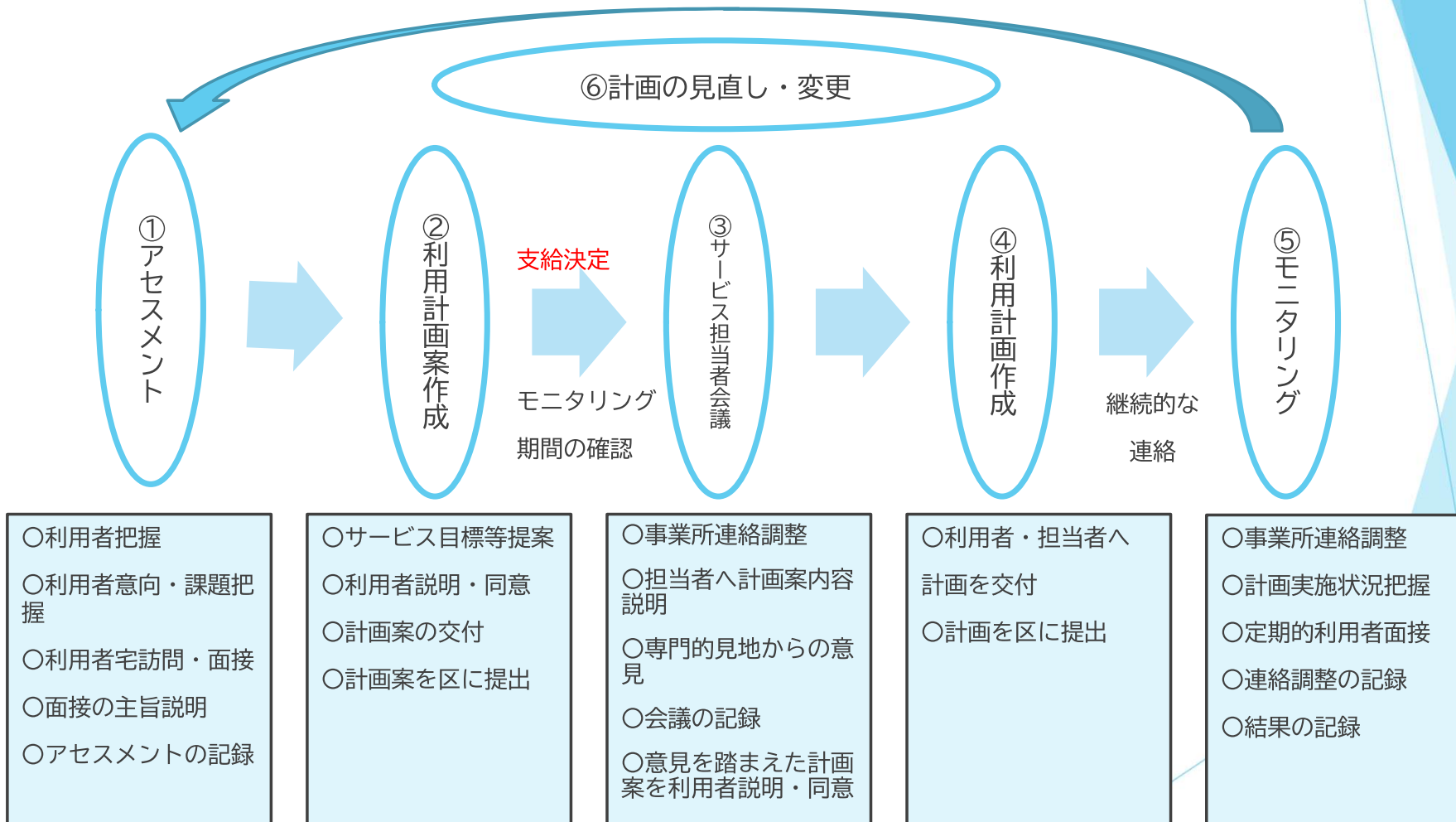
## (2) サービス等利用計画 (障害児支援利用計画)

※以降の説明において、障害児相談支援においては下表のとおり読み替えてください。

障害児相談支援		計画相談支援
障害児支援利用計画		サービス等利用計画
障害児支援利用援助		サービス利用支援
継続障害児支援利用援助		継続サービス利用支援



## 【サービス等利用計画の流れ】



## ①アセスメント

- ▶ 利用者の心身の状況や生活状況等の評価を通じて、利用者の希望する生活や解決すべき課題等の把握を行うこと。⇒利用者の生活全般についてその状態を十分把握することが重要
- ▶ 計画相談は居宅等、障害児相談は居宅を訪問し、利用者及びその家族との面接を行う。  
※居宅等→居宅、障害者支援施設等、精神科病院（利用者の通所先や相談支援事業所は×）  
※利用者が居所において日頃生活している様子や生活環境等を実地で確認することが必要
- ▶ 利用者が自ら意思決定に困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、利用者の意思及び選考並びに判断能力等について丁寧に把握すること。（R6報酬改定）
- ▶ 面接の記録（日時・内容等）を残す。
- ▶ アセスメントの記録を残す。



## ②サービス等利用計画案

- ▶ アセスメントに基づき、以下を盛りこんだ計画案を作成する。

「利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及び達成時期（短期・長期）、福祉サービス等の種類・内容・量、福祉サービスを提供する上での留意事項、モニタリング期間に係る提案等」

- ▶ サービス等利用計画案の内容について説明し、文書により同意を得る。
- ▶ サービス等利用計画案を利用者等に交付しなければならない。
- ▶ 計画案を江東区（障害者支援課の担当者）へ提出  
⇒ 支給会議（毎月第3木曜） ⇒ 支給決定



### ③サービス担当者会議の開催（テレビ電話装置等の活用も可）

- ▶ 支給決定後に利用者及び計画に位置付けた福祉サービス等の担当者からなるサービス担当者会議を開催し、利用者の望む生活やサービスへの希望等を改めて参加者全員で共有し、担当者から計画案に対する専門的な見地からの意見を求める。

※本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き、利用者本人の参加を原則（障害児相談支援については、障害児本人や保護者が参加することが望ましい）とし、会議において本人の意向等を確認すること。（R6報酬改定）

- ▶ 会議開催の日時、参加者、担当者からの意見等を記録に残す。
- ▶ サービス担当者会議を踏まえて最終的なサービス等利用計画案を作成し、利用者・家族に説明し、文書により同意を得る。



## ④サービス等利用計画作成

- ▶ 同意を得た計画を利用者及び福祉サービス等の担当者に交付する。

※福祉サービス等の担当者への交付が漏れている事例が見受けられます。

※各サービス事業所から計画相談支援事業所へ個別支援計画を交付することになったため、相互に共有してください。 **(R6報酬改定)**

**(メール画面や郵送の記録等、交付したことが分かる記録を残すこと。)**

- ▶ 江東区（障害者支援課の担当者）へ計画を提出する。



## ⑤モニタリング

- ▶ 計画作成後、利用計画の実施状況の把握を継続的に行い、必要に応じて変更や担当者との連絡調整等を行う。
- ▶ モニタリング期間ごとに**居宅等（障害児相談支援は居宅）**を訪問し、**面接**を実施する。  
※居宅等→居宅、精神科病院、障害者支援施設等  
**※利用者の通所先や相談支援事業所は×**
- ▶ 連絡調整に関するもの及びモニタリングの結果（モニタリング報告書）を記録する。

## ⑥計画の見直し・変更

- ▶ モニタリングの結果、サービス等利用計画の変更を行う場合は、初回の計画作成と同様の流れで行う。



## その他：計画相談関係資料（基本情報、計画案、計画、モニタリング、別紙）「参考様式」の紹介（計画案等に◇の項目を追加）

### ▶ 基本情報

### ▶ サービス等利用計画案

### ▶ サービス等利用計画

### ▶ モニタリング報告書

### ▶ 別紙

◇相談支援事業所名

◇アセスメント（面談）実施日・実施場所

◇説明・同意・交付年月日

◇サービス等利用計画（案）・障害児支援利用計画（案）について

説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

◇サービス担当者会議実施日

◇モニタリング（面談）実施日・実施場所

◇モニタリング報告書作成日

[https://www.city.koto.lg.jp/222010/fukushi/200324soudanns\\_eikyuu.html](https://www.city.koto.lg.jp/222010/fukushi/200324soudanns_eikyuu.html)



知りたい情報が見つからないときは

## 2. 特定（障害児）相談支援事業の請求

### 請求の方法

「特定（障害児）相談支援事業に係る請求事務について」をよくお読みのうえ、毎月10日までに東京都国民健康保険団体連合会（以下、国保連という。）に電子請求してください。

→事業所指定完了後の請求になります。まずは、「特定（障害児）相談支援事業の指定・届出」をご覧ください。

- [特定（障害児）相談支援事業に係る請求事務について（PDF：160KB）](#)（別ウィンドウで開きます）
- [計画相談関係資料（基本情報、計画案、計画、モニタリング、別紙）「参考様式」（エクセル：81KB）](#)（別ウィンドウで開きます）



## (3) 記録の整備

- ▶ 以下の書類を5年間保存する。
  - ・福祉サービス等の事業者との連絡調整に関する書類
  - ・サービス等利用計画案・サービス等利用計画
  - ・アセスメントの記録
  - ・サービス担当者会議の記録
  - ・モニタリングの結果の記録
  - ・区市町村への通知に係る記録
  - ・苦情の内容等の記録
  - ・事故の状況及び事故に際して取った処置の記録



## 2 報酬関係

### ▶ 給付費算定時の注意点

①計画作成やモニタリングに必要な手続きを行っているか。

⇒居宅等への訪問による面接、計画の説明・同意・交付、担当者会議の開催等

②加算の算定要件を満たしているか。

⇒人員配置、資格要件、各種要件（面談・会議、訪問、情報提供等）、  
各種要件の記録等

③サービス利用支援費を請求するタイミング。

⇒区から障害福祉サービス等の支給決定を受けた後に、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画を作成し、利用者から文書により同意を得た時点。  
(計画案を作成し、支給決定を受けた時点でないため、要注意)



## ▶ 給付費算定時の主な指摘事例①

### モニタリング実施終期月の給付費算定

#### 【事例】

モニタリング実施終期月にモニタリングの実施および障害福祉サービス等の更新に係る計画を作成し、継続サービス利用支援費とサービス利用支援費を算定していた。

⇒ モニタリングを行った結果サービス等利用計画を作成するという一連の流れで行っている場合は、計画作成のアセスメントのプロセスをモニタリングで行えているため、モニタリングとサービス等利用計画の作成の時期が月をまたいだ場合でも継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定することになります。

※相談支援に関するQ&A（令和6年4月5日）問62の（答）より



## ▶ 給付費算定時の主な指摘事例②

### サービス担当者会議実施加算（100単位）

#### 【主な指摘事例】

- × サービス担当者会議を開催した結果、サービス等利用計画の変更を行い、サービス利用支援費を算定した際にも当該加算を算定してしまっていた。
- × 継続サービス利用支援の実施時ではなく、サービス利用支援の実施時のサービス担当者会議でも、当該加算を算定できるものと勘違いしていた。

#### 【加算の趣旨】

○ 継続サービス利用支援の実施時において、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に算定する。

#### 【記録が必要な事項】

・ サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏めた対応方針に関する記録（5年保存）

#### 【留意事項】

- ・ サービス担当者会議を開催した結果、サービス等利用計画の変更を行った場合は、サービス利用支援費を算定することとなるため、当該加算は算定できない。
- ・ 医療・保育・教育機関等連携加算の注中（1）を算定する場合も、当該加算は算定できない。



## ▶ 給付費算定時の主な指摘事例③

### サービス提供時モニタリング加算（100単位）

#### 【主な指摘事例】

- × サービス提供場面を確認しているが、確認結果の記録が不十分であった。
- × 国保連請求コード上は計画相談モニタリング加算という文言のため、モニタリングを実施していれば算定できるものと勘違いしていた。

#### 【加算の趣旨】

○継続サービス利用支援の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等を提供する事業所又は提供場所を訪問し、サービス提供場면을直接確認し、サービスの提供状況について詳細を把握し、確認結果の記録（5年保存）を作成した場合に算定する

#### 【確認・記録が必要な事項】

- ・ 障害福祉サービス事業所等におけるサービスの提供状況
- ・ サービス提供時の利用者の状況
- ・ その他必要な事項

#### 【留意事項】

- ・ 1人の相談支援専門員につき、1月39件を限度とする。
- ・ 相談支援専門員が兼務する障害福祉サービス事業所等のサービス提供場面のみ確認した場合は算定できない。



## ▶ 基本報酬の見直し（R6報酬改定）

○機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）について、①「協議会に定期的に参加し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること」及び②「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参加していること」を要件に加えるとともに、更に評価する。

★基幹相談支援センターが開設されたことに伴い、令和8年2月分から複数事業所による協働体制を確保した、機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）の加算の受付を開始

◀機能強化型サービス利用支援費等の拡充▶ 【現行】

イ サービス利用支援費

- (1) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）1,864単位
- (2) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）1,764単位
- (3) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）1,672単位
- (4) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）1,622単位
- (5) サービス利用支援費（Ⅰ）1,522単位
- (6) サービス利用支援費（Ⅱ）732単位

□ 継続サービス利用支援費

- (1) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）1,613単位
- (2) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ）1,513単位
- (3) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ）1,410単位
- (4) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ）1,360単位
- (5) 継続サービス利用支援費（Ⅰ）1,260単位
- (6) 継続サービス利用支援費（Ⅱ）606単位

◀機能強化型サービス利用支援費等の拡充▶ 【改定後】

イ サービス利用支援費

- (1) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）2,014単位
- (2) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）1,914単位
- (3) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）1,822単位
- (4) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）1,672単位
- (5) サービス利用支援費（Ⅰ）1,572単位
- (6) サービス利用支援費（Ⅱ）732単位

□ 継続サービス利用支援費

- (1) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）1,761単位
- (2) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ）1,661単位
- (3) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ）1,558単位
- (4) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ）1,408単位
- (5) 継続サービス利用支援費（Ⅰ）1,308単位
- (6) 継続サービス利用支援費（Ⅱ）606単位

# ▶ 機能強化型サービス利用支援費の要件（R6報酬改定）

## 基本的取扱方針

- ◆公正中立性を確保し、サービス提供主体から実質的に独立した事業所であること
- ◆常勤かつ専従の相談支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に支援できる体制が整備されており、区や基幹相談支援センター等との連携体制が確保されていること
- ◆協議会と連携や参画していること

種別	人員	種別適用要件										
		協働型のみ			単独型・協働型							
		(a)	(b)	(c)	(一)	(二)	(三)	(四)	(五)	(六)	(七)	(八)
機能強化(Ⅰ)	◆常勤専従：相談支援専門員4名以上・内1名現任 (現任研修修了者を含めて3名を除く者は兼務も可)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
機能強化(Ⅱ)	◆常勤専従：相談支援専門員3名以上・内1名現任 (現任研修修了者を含めて2名を除く者は兼務も可)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
機能強化(Ⅲ)	◆常勤専従：相談支援専門員2名以上・内1名現任 (現任研修修了者を除く1名は兼務も可)	●	●	●	●	-	●	●	●	●	●	●
機能強化(Ⅳ) (単独型のみ)	◆専従：相談支援専門員2名以上・内1名現任・常勤				●	-	●	●	●	-	-	●

## 種別適用要件（詳細は留意事項通知を参照）

- (a) 協働体制を確保する事業所間において、協定を締結している
- (b) 協働体制の要件を満たしているかについて、事業所間において定期的（月1回）に確認が実施されている
- (c) 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会を月2回以上共同開催している
- (一) 利用者に関する情報又サービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の定期的（概ね週1回）な開催
- (二) 24時間連絡可能な体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること
- (三) 新規に採用した全ての相談支援専門員及び相談支援員に対し、現任研修修了者(相談支援専門員)の同行による研修を実施している
- (四) 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、困難な事例にかかる者に指定計画相談支援を行っていること
- (五) 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している
- (六) 協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること
- (七) 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること
- (八) 取扱い件数40件未満



## ★地域体制強化共同支援加算（R6報酬改定）

★基幹相談支援センターが開設されたことに伴い、令和8年2月分から地域体制強化共同支援加算加算の受付を開始（参考様式の地域体制強化共同支援加算 加算届提出前チェックリストを参照）

### 【現行】

地域体制強化共同加算2000単位／月

※事業所の要件として、運営規程において、区市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

### 【改定後】

地域体制強化共同加算2000単位／月

※事業所の要件として、運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。

※ 令和9月31日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。

○本加算は、相談支援事業所が把握した利用者の個別の課題から地域の課題を抽出し、協議会に参画した上で、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築に向けた検討を推進する取組を行った場合に算定するもの。

### 【主な要件】

・事業所の要件として、①運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること、又は、②地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保する（令和8年度末までは、地域生活支援拠点等が整備されていない場合は、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りる）とともに、協議会に定期的に参画していること

・支援が困難な対象者に、事業所の相談支援専門員又は相談支援員と、福祉サービスを提供する事業所の職員等（支援関係者）が、3者以上による会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明などの必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会等に報告を行うこと

・加算の対象となる会議、対象者に対する説明等の必要な支援を行った場合には、その内容を記録すること。区市町村から求めがあった場合には提出すること

○本加算で協議会へ報告する事例は、利用者の支援に当たって地域における課題があるものであって、当該課題の解決に当たって、広く関係者間で検討等を行う必要があるものであることに留意して事例の選定を行うこと。なお、協議会への報告の内容等については、「（自立支援）協議会の設置・運営ガイドライン」を参照すること

○加算算定の相談支援事業所は、それ以外の支援関係者が支援に当たり要した費用を負担することが望ましい

## ▶ 主任相談支援専門員配置加算の見直し（R6報酬改定）

○主任相談支援専門員配置加算について、新たな区分を創設し、地域の相談支援の中核的な役割を担う指定特定相談支援事業所等において、主任相談支援専門員が地域の相談支援事業所の従事者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実施している場合、更に評価する。

### 【現行】

主任相談支援専門員配置加算100単位／月

※主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、事業所の従業者等に対し当該主任相談支援専門員がその資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。

### 【改定後】

主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）300単位／月

※地域の相談支援の中核的な役割を担う指定障害児相談支援事業所等であって、主任相談支援専門員を当該事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者及びその他の相談支援事業所の従事者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実施している場合に加算する。

主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ）100単位／月

※主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所又はその他の相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。

○本加算は、常勤かつ専従の主任相談支援専門員を1名以上配置し、当該主任相談支援専門員が当該事業所や地域の事業所の従業者等に対し資質向上のための研修・助言指導を行う体制を整備している場合に、算定するもの（加算Ⅰは基幹相談支援センター等の中核を担う事業所、加算Ⅱはその他の事業所を評価）

### 【主な要件】

・基幹相談支援センターの委託を受けている事業所、児童発達支援センターと一体的に運営される事業所、又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村が認める事業所であること（加算Ⅰのみ）

・常勤かつ専従の主任相談支援専門員を1名以上配置していること

・従業者等に対する研修・助言指導を行う以下の体制を整備していること

・利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催

・新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施

・当該事業所の全ての相談支援専門員に対する地域づくり、人材育成、困難事例への対応等、総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上を目的とした指導・助言

・基幹相談支援センターが実施する地域の事業所の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援への協力（加算Ⅰは基幹相談支援センターと共同で実施、加算Ⅱは協力することが望ましい）

※以上の取組を、加算Ⅰは自事業所及び他事業所の従業者に対して、加算Ⅱは自事業所又は他事業所の従業者に対して（いずれか必須）実施する

・体制が整備されている旨を掲示・公表していること

○主任相談支援専門員は、原則専従であるが、同一敷地内にある計画相談支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援等の職務との兼務可



## ▶ 医療・保育・教育機関等連携加算の見直し（R6報酬改定）

○医療・保育・教育機関等連携加算について、モニタリング時においても算定を可能とする。また、利用者の通院に同行し利用者の状況を情報提供する  
場合や、関係機関等からの求めに応じて利用者の状況を情報提供する場合も加算の対象とするとともに、これらの場合について、一定の上限を設けた上  
で複数回の算定を可能とする。さらに、連携の対象に訪問看護の事業所を加える。

### 【現行】

医療・保育・教育機関等連携加算100単位/月

※福祉サービス等提供機関（障害福祉サービス等を除く）の職員等と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成した場合に加算する。

### 【改定後】

医療・保育・教育機関等連携加算 300単位/月（①-Ⅱ、②）  
200単位/月（①-Ⅰ） 150単位/月（③）

※**指定（継続）サービス利用支援を実施する月**において、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

①福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、以下を行った場合

I 指定サービス利用支援 II 指定継続サービス利用支援

②利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合

③福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合

○本加算は、利用者の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、利用者の状態や支援方法の共有を行った場合に算定するもの

【主な要件】※連携先の福祉サービス等提供機関はサービス等利用計画に計画されている機関等が原則

<①福祉サービス等提供機関の職員との面談等によるサービス等利用計画の作成又はモニタリング> ※1月に1回を限度

・福祉サービス等提供機関（障害福祉サービス等事業者を除く。例：病院等、訪問看護事業所、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等）の職員との面談又は会議により、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画の作成又は見直し、モニタリングを行うこと（会議はオンラインの活用可。障害福祉サービス等以外の福祉サービス等提供機関の参加によるサービス担当者会議による算定も可）

・初回加算を算定する場合、退院・退所加算を算定し退院等する施設のみから情報提供を受ける場合は算定不可

<②利用者への通院同行> ※1月に3回を限度。同一の病院等については1月に1回を限度

・利用者が病院等に通院するに当たり、通院に同行して病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して利用者に係る必要な情報（※）を提供すること

※当該利用者の基本情報、状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況、支援の利用状況、サービス等利用計画の内容等

<③福祉サービス等提供機関への情報提供> ※①病院等・訪問看護事業所、②それ以外の福祉サービス等提供機関ごとに1月に1回を限度

・福祉サービス等提供機関からの求めに応じて利用者に関する必要な情報を提供すること

○本加算の算定場面に限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること

○情報提供等を行った場合には、相手や日時、その内容の要旨、サービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成すること。当該記録について、区市町村から求めがあった場合には提出すること



## ▶ 集中支援加算の見直し（R6報酬改定）

○集中支援加算について、利用者の通院に同行し障害者等の状況を情報提供する場合や、関係機関等からの求めに応じて利用者の状況を情報提供する場合も加算の対象とするとともに、これらの場合について、一定の上限を設けた上で複数回の算定を可能とする。また、連携の対象に訪問看護の事業所を加える。

○加算の要件である利用者への居宅訪問の一部について、テレビ電話装置等による面談の場合も算定可能とする。（ただし、月1回は対面による訪問を要件とする）

### 【現行】

集中支援加算300単位/月

※指定（継続）サービス利用支援を実施する月以外の月において、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

- ①障害福祉サービス等の利用に関して、利用者等の求めに応じ、月に2回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者等に面接する場合
- ②サービス担当者会議を開催した場合
- ③福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加した場合

### 【改定後】

集中支援加算 300単位/月（①～④）、150単位/月（⑤）

※**指定（継続）サービス利用支援を実施する月以外の月**において、次の①～⑤のいずれかの業務を行った場合に加算

- ①障害福祉サービス等の利用に関して、利用者等の求めに応じ、月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接する場合（テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅を訪問し、面接することを要する。）
- ②・③（略）
- ④利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合（算定回数については、月3回、同一の病院等については月1回を限度とする。）
- ⑤福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合（病院及び訪問看護の事業所又はそれ以外の福祉サービス等提供機関の区分ごとに、それぞれ月1回を限度とする。）

○本加算は、**計画決定月及びモニタリングの対象月以外において、利用者に対して支援を行った場合に算定するもの**

○利用者の居宅等を訪問し利用者等に面接する場合について、オンラインの活用を可能とする（ただし、月に1回は居宅への訪問が必要）

○また、今回の改定において、利用者への通院同行及び福祉サービス等提供機関への情報提供について、医療・保育・教育機関等連携加算において評価を行うこととしたことを踏まえ、計画決定月及びモニタリングの対象月以外のこれらの支援についても、集中支援加算により評価を行うこととしたもの（計画決定月及びモニタリングの対象月は医療・保育・教育機関等連携加算を算定、それ以外の月は集中支援加算を算定）

○今回追加された利用者への通院同行及び福祉サービス等提供機関への情報提供の算定要件等については、医療・保育・教育機関等連携加算を参照



## ▶ 要医療児者支援体制加算の見直し（R6報酬改定）

要医療児者支援体制加算について、新たな区分を創設し、実際に医療的ケアを必要とする障害児者等に対して相談支援を行っている事業所については更に評価することとし、それ以外の事業所については、報酬単価を見直す。

### 【現行】

要医療児者支援体制加算35単位/月

※医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

### 【改定後】

要医療児者支援体制加算

要医療児者支援体制加算（Ⅰ）60単位/月

※医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、医療的ケア児者に対して現に指定計画相談支援・障害児相談支援を行っている場合に加算する

要医療児者支援体制加算（Ⅱ）30単位/月

※医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

○本加算は、医療的ケア児者に対して適切な計画相談支援・障害児相談支援を実施するために、医療的ケア児者への支援に知見を有する相談支援専門員を配置し、当該児への支援を適切に対応できる体制が整備されている場合に、算定するもの

### 【主な要件】

- ・ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置していること
- ・ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者を配置している旨を公表していること
- ・ 〔加算Ⅰのみの要件〕医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が、医療的ケア児の保護者に対して、現に指定障害児相談支援を行っていること
  - ※「現に支援を行っていること」とは、前6月に医療的ケア児に対して指定障害児相談支援を行っていること
  - ※一体的に実施する指定特定相談支援事業所において医療的ケアを必要とする者又は医療的ケア児に対して指定計画相談支援を行っている場合も含む

○本加算は体制の整備を評価する加算であり、医療的ケア児者のみでなく、全ての利用者について加算することができる

○医療的ケア児者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービス提供を拒むことは認められない



## ▶ 行動障害支援体制加算の見直し（R6報酬改定）

行動障害支援体制加算について、新たな区分を創設し、実際に行動障害についての専門的な支援を必要とする障害児者等に対して相談支援を行っている事業所については更に評価することとし、それ以外の事業所については、報酬単価を見直す。

### 【現行】

行動障害支援体制加算35単位／月

※強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

### 【改定後】

行動障害支援体制加算

行動障害支援体制加算（Ⅰ）60単位／月

※強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、強度行動障害を有する者（区分3以上かつ行動関連項目10点以上）又は強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して現に指定計画相談支援・障害児相談支援を行っている場合に加算する。

行動障害支援体制加算（Ⅱ）30単位／月

※強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

○本加算は、行動障害を有する児者に対して適切な計画相談支援・障害児相談支援を実施するために、行動障害を有する児者への支援に知見を有する相談支援専門員を配置し、当該児者への支援を適切に対応できる体制が整備されている場合に、算定するもの

### 【主な要件】

- ・強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を1名以上配置していること（※行動援護従業者養成研修でも可）
- ・実践研修修了者を配置している旨を公表していること
- ・〔加算Ⅰのみの要件〕実践研修修了者が、強度行動障害を有する児の保護者に対して、現に指定障害児相談支援を行っていること

※「現に支援を行っていること」とは、前6月に強度行動障害児に対して指定障害児相談支援を行っていること

※一体的に実施する指定特定相談支援事業所において強度行動障害を有する者又は強度行動障害を有する児に対して指定計画相談支援を行っている場合も含む

○本加算は体制の整備を評価する加算であり、強度行動障害を有する児者のみでなく、全ての利用者について加算することができる

○行動障害を有する児者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービス提供を拒むことは認められない



## ▶ 精神障害者支援体制加算の見直し（R6報酬改定）

精神障害者支援体制加算について、新たな区分を創設し、実際に精神障害の専門的な知見を有する者による支援を必要とする障害児者等に対して相談支援を行っている事業所については更に評価することとし、それ以外の事業所については、報酬単価を見直す。

### 【現行】

精神障害者支援体制加算35単位／月

※地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

### 【改定後】精神障害者支援体制加算

精神障害者支援体制加算（Ⅰ）60単位／月 ※以下のいずれも満たす場合に加算する。

- ・地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合。
- ・精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護ステーション等であって、障害児が通院又は利用するものの保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されており、かつ、当該相談支援専門員により、精神に障害のある児に対して現に指定障害児相談支援を行っている場合。

精神障害者支援体制加算（Ⅱ）30単位／月

※地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

○本加算は、精神に障害のある児者に対して適切な計画相談支援・障害児相談支援を実施するために、精神に障害のある児者への知見を有する相談支援専門員を配置し、当該児者への支援を適切に対応できる体制が整備されている場合に、算定するもの

#### 【主要要件】

・地域生活支援事業による精神障害者の障害特性およびこれに応じた支援技法等に関する研修（精神障害関係従事者養成研修等）を修了した相談支援専門員を1名以上配置していること

・当該研修修了者を配置している旨を公表していること

#### 【以下、加算Ⅰのみの要件】

・当該研修修了者が、精神に障害のある児の保護者に対して、現に指定障害児相談支援を行っていること

※「現に支援を行っていること」とは、前6月に精神に障害のある児に対して指定障害児相談支援を行っていること

※一体的に実施する指定特定相談支援事業所において精神障害者又は精神に障害のある児に対して指定計画相談支援を行っている場合も含む

・当該精神に障害のある児者が通院する病院等や利用する訪問看護事業所の保健師・看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が確保されていること

※療養生活継続支援加算を算定している病院等、精神科重症患者支援管理連携加算の届出をしている訪看事業所であり、障害児者が前1年以内に通院又は利用していることが必要

※少なくとも1年に1回以上、当該関係者で面談又は会議を行い、当該児の支援に関して検討を行っていること

○本加算は体制の整備を評価する加算であり、精神に障害を有する児者のみでなく、全ての利用者について加算することができる

○精神障害のある児者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービス提供を拒むことは認められない



## ▶ 高次脳機能障害支援体制加算の新設（R6報酬改定）

高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置する事業所を評価する。

【現行】

なし

【改定後】

### 高次脳機能障害支援体制加算【新設】

高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）60単位／日

※高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、高次脳機能障害を有する利用者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。

高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ）30単位／日

※高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

○本加算は、高次脳機能障害を有する児者に対して適切な計画相談支援・障害児相談支援を実施するために、高次脳機能障害を有する児者への支援に知見を有する相談支援専門員を配置し、当該児者への支援を適切に対応できる体制が整備されている場合に、算定するもの

【主な要件】

・高次脳機能障害支援者養成研修（実践研修）又は同研修に準ずるものとして都道府県知事が同等以上の内容と認める研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置していること

・当該研修修了者を配置している旨を公表していること

・〔加算Ⅰのみの要件〕当該研修修了者が、高次脳機能障害を有する児の保護者に対して、現に指定障害児相談支援を行っていること

※「現に支援を行っていること」とは、前6月に高次脳機能障害を有する児に対して指定障害児相談支援を行っていること

※一体的に実施する指定特定相談支援事業所において高次脳機能障害を有する者又は高次脳機能障害を有する児に対して指定計画相談支援を行っている場合も含む

○本加算は体制の整備を評価する加算であり、高次脳機能障害を有する児者のみでなく、全ての利用者について加算することができる

○高次脳機能障害を有する児者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービス提供を拒むことは認められない

○高次脳機能障害を有する児とは、脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害である児者をいう。医師の意見書や診断書で高次脳機能障害の診断があることを確認すること（支給決定や手帳の情報も活用）



## ▶ こどもの最善の利益の保障、インクルージョンの推進〔障害児相談支援〕（R6報酬改定）

○運営基準において、事業所に対し、障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、障害児支援利用計画の作成、サービス担当者会議の実施を進めることを求める。

○運営基準において、事業所に対し、障害児支援利用計画の作成や必要な情報の提供・助言等の援助を行うにあたって、インクルージョンの観点を踏まえること等、インクルージョンの推進に努めることを求める。

運営基準 ※児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）

### 【新設】

<こどもの最善の利益の保障>

○指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児等の意思をできる限り尊重するための配慮をするものとする。（第15条第1項第2号・新設）

○相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児等の希望等を踏まえて作成するよう努めなければならない。（第15条第2項第1号・見直し）

○相談支援専門員は、通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画案の変更を行い、指定障害児通所支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、サービス担当者会議の開催等により、当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。（第15条第2項第10号・見直し）

<インクルージョンの推進>

○指定障害児相談支援事業者は、障害児が指定障害児相談支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進に努めなければならない。（第2条第6項・新設）

○相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の日常生活先般を支援する観点及びインクルージョンの観点から、指定通所支援に加えて、指定通所支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて障害児支援利用計画上に位置付けるよう努めなければならない。（第15条第2項第3号・見直し）

○相談支援専門員は、障害児の心身の状況、その置かれている環境、障害児等の選択及びインクルージョンの観点等を踏まえつつ、福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行うものとする。（第15条第3項第6号・新設）

### 【ポイント】

○障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の意見を尊重し、障害児の最善の利益を保障することが重要であることに鑑み、障害児の年齢や発達に応じて、障害児本人や保護者の意見を聴くなど、当該障害児の意見をできる限り尊重するための配慮が必要である

○相談支援専門員については、上記の配慮等を適切に行うため、専門コース別研修の意思決定支援コース及び障害児支援コースを受講することが望ましい

○サービス担当者会議については、障害児の意見を尊重し、障害児の最善の利益を保障することが重要であることに鑑み、当該障害児の年齢や発達に応じて、障害児本人や保護者が参加することが望ましい。なお、その際、年齢や発達により意見を尊重することが難しい障害児がいることを考慮し、言葉による表現だけでなく、身体の動きや表情、発声なども観察し、意見を尊重することが重要である

○「支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」を参考 [https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/guideline\\_tebiki#h2\\_free4](https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/guideline_tebiki#h2_free4)

○インクルージョンの観点からの取組としては、保育所等への移行支援等の取組や、地域との交流の機会の確保等の取組が想定される



# 主な法令等

## ▶ 基準省令

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）

○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）

## ▶ 解釈通知

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第22号）その他報酬基準等

○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第23号）



# 主な法令等

## ▶ 報酬基準等

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第125号）

○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第126号）

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）

○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発第0330第16号）



## 最後に

### ▶ 令和6年度報酬改定の内容について

集団指導で触れられていないところがあるため、厚生労働省HP、こども家庭庁HPを参照し、各事業所で確認をお願いいたします。

【厚生労働省 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定についてHP】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214\\_00009.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html)

【こども家庭庁 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定についてHP】

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei>



相談系サービス編は以上です。

ご視聴ありがとうございました。

